

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、
たるときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 クリーニング師の研修の指定(生活衛生課)

クリーニング所の業務に関する講習の指定()

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の清算人の就任()

基本測量の終了(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第百三十一号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成八年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三

二 開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	開 催 年 月 日	
	名 称	所 在 地
平成八年三月十日	鳥取市福祉文化会館	鳥取市西町二丁目三二一

三 受講料 五千円

四 受講申込み先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター

鳥取市弥生町三〇二二一

電話 〇八五七(二九)八五九〇

鳥取県告示第百三十二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三に規定するクリーニング師の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成八年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三

二 開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	名 称	所 在 地
平成八年三月二十四日	鳥取市福祉文化会館	鳥取市西町二丁目三二一

三 受講料 四千五百円

四 受講申込み先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター

鳥取市弥生町三〇二二一

電話 〇八五七(二九)八五九〇

鳥取県告示第百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 磯 上 巖 倉吉市国府九九〇一二二

〃 荒 尾 磨 倉吉市服部八〇一

〃 高 岡 俊 一 倉吉市国分寺一六〇一一

〃 早 田 重 喜 倉吉市横田七〇四

〃 徳 岡 昭 彦 東伯郡大栄町大字東高尾三七五

〃 田 中 忠 儀 倉吉市服部六五一

〃 林 一 男 倉吉市下米積四二〇

〃 河 本 益 雄 倉吉市横田六五三

〃 藤 井 一 久 倉吉市福光一五六一三

〃 山 松 巖 倉吉市上米積一二三六一一

〃 田 中 敏 倉吉市国府四七二

〃 船 越 雅 規 倉吉市大谷五一五

〃 河 原 條 寛 倉吉市下福田七〇六

〃 岸 田 正 昭 倉吉市服部九七九一五七七

〃 筏 津 信 美 倉吉市別所一二五一一三

〃 木 田 三 郎 倉吉市下福田三四二

〃 福 永 良 雄 倉吉市福光六二五

〃 矢 田 恒 則 倉吉市下米積七四四一一

〃 田 中 満 慶 倉吉市国府四八七

平成八年二月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 磯 上 巖 倉吉市国府九九〇一二二

〃 荒 尾 磨 倉吉市服部八〇一

〃 高 岡 俊 一 倉吉市国分寺一六〇一一

〃 林 一 男 倉吉市下米積四二〇

〃 徳 岡 昭 彦 東伯郡大栄町大字東高尾三七五

〃 岸 田 正 昭 倉吉市服部九七九一五七七

〃 吉 田 成 一 倉吉市尾原九三六一一

〃 田 中 忠 儀 倉吉市服部六五一

〃 藤 井 一 久 倉吉市福光一五六一三

〃 河 本 益 雄 倉吉市横田六五三

〃 山 松 巖 倉吉市上米積二二三六一
 〃 田 中 徹 倉吉市国府四七二
 〃 早 田 重 喜 倉吉市横田七〇四
 〃 船 越 雅 規 倉吉市大谷五二五
 〃 河 原 條 寛 倉吉市下福田七〇六
 〃 福 井 幹 人 倉吉市下福田三三一
 〃 福 永 良 雄 倉吉市福光六二五
 〃 矢 田 恒 則 倉吉市下米積七四四一
 〃 田 中 満 慶 倉吉市国府四八七

平成八年二月十七日就任 任期四年

鳥取県告示第百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鳥土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八条第二項により準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

平成八年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した清算人の氏名及び住所

竹 内 頼 治 八頭郡八東町大字島一六二
 山 根 寛 八頭郡八東町大字島二一九
 田 中 哲 義 八頭郡八東町大字島一八二
 浅 井 君 丸 八頭郡八東町大字島一五八
 竹 内 道 弘 八頭郡八東町大字島一六一
 平成八年一月二十五日付鳥取県指令農整三第一号により解散認可を受け理事が就任

任期 清算終了まで

鳥取県告示第百三十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業地域 倉吉市、日野郡江府町、東伯郡東郷町、東伯郡関金町、東伯郡北条町、東伯郡東伯町、東伯郡赤碕町、八頭郡船岡町、日野郡日南町及び西伯郡西伯町
- 三 終了年月日 平成八年二月十日

鳥取県告示第百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成六年二月二十八日 鳥取県指令受都計三十三第五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡若桜町大字若桜字圓徳、字蓮道寺及び字坂谷並びに大字高野字諏訪廻り

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡若桜町大字若桜八〇一―五

若桜町

若桜町長 盛 田 可 男

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年三月八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

一 日時 平成八年三月十日(日)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 県立高等学校校長人事について

2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】